

5. やまなし文学賞

■第32回概要

1 応募状況

〈一般部門〉

応募作品数 621編

- * 46都道府県と外国1国から応募があり、山梨県は40編であった。
- * 最年少者は12歳、最高年者は92歳。

〈青少年部門〉

応募作品数 21編

2 選考委員

一般部門 町田 康・堀江敏幸・青山七恵
青少年部門 青山七恵

3 選考会

一般部門 令和6年2月15日（木） 午後2時30分から午後4時30分
青少年部門 令和6年2月15日（木） 午後1時から午後2時

都道府県会館409会議室 東京都千代田区平河町2-6-3

4 選考結果発表

令和6年3月1日（金） 午後3時から 文学館ホームページ

5 選考結果

〈一般部門〉

やまなし文学賞	宮本 彩子	「クレソン」
やまなし文学賞佳作	小林 安慈	「流刑地にて」
やまなし文学賞佳作	春名 美咲	「二人、溺れてる」

〈青少年部門〉

やまなし文学賞青春賞	河野 日奈	「雪崩」
同 佳作	林 翔太	「可惜夜の向こう側」
同 佳作	丹澤 みき	「音を紡ぐ」
同 佳作	該当なし	

6 表彰式

令和6年3月16日（土）。山梨県立文学館研修室において実施。

7 新聞掲載

一般部門・青少年部門の受賞作は山梨日日新聞に掲載。

8 作品集刊行

一般部門の受賞作3編は、作品集として令和6年9月に刊行予定。

6. 館利用状況

区分			年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
常 設 展	個 人	一 般		248,548	1,648	1,961	899	944	1,631	1,089	256,720
		大学生		547	92	284	77	88	146	172	1,406
		高校生		21,147	0	0	0	0	0	0	21,147
		小中生		15,212	0	0	0	0	0	0	15,212
	団 体	一 般		67,266	718	1,529	1,113	1,158	951	1,662	74,397
		大学生		617	133	149	65	123	78	98	1,263
		高校生		54,225	0	0	0	0	0	0	54,225
		小中生		10,989	0	0	0	0	0	0	10,989
	文・美共通券	一 般		46,023	2,678	2,433	1,388	2,220	1,988	2,488	59,218
		大学生		762	230	225	119	265	188	382	2,171
		高校生		12,498	0	0	0	0	0	0	12,498
		小中生		4,240	0	0	0	0	0	0	4,240
	4館共通観覧券			3,542	299	340	227	219	214	331	5,172
	定期観覧券			304	19	18	7	14	8	35	405
	教育課程(有料)			15,047	0	0	0	0	0	0	15,047
	ク ー ポ ン			5,422	167	138	0	33	0	3	5,763
	身 障 者			474	0	0	0	0	0	0	474
	有料入館者			506,863	5,984	7,077	3,895	5,064	5,204	6,260	540,347
	無料入館者			290,136	13,752	15,461	11,696	8,484	11,132	15,040	365,701
	観覧者合計			796,999	19,736	22,538	15,591	13,548	16,336	21,300	906,048
企 画 展	個 人	一 般		129,858	219	1,897	2,760	571	307	6,092	141,704
		大学生		135	7	73	60	41	11	93	420
		高校生		10,165	—	—	—	—	—	—	10,165
		小中生		4,974	—	—	—	—	—	—	4,974
	団 体	一 般		28,784	462	1,593	1,528	986	614	1,638	35,605
		大学生		150	11	59	57	97	33	74	481
		高校生		5,223	—	—	—	—	—	—	5,223
		小中生		3,031	—	—	—	—	—	—	3,031
	4館共通観覧券			1,866	78	152	132	89	66	155	2,538
	定期観覧券			245	1	5	2	11	3	22	289
	教育課程(有料)			3,270	0	0	0	0	0	0	3,270
	ク ー ポ ン			1,127	0	0	0	0	0	0	1,127
	身 障 者			21	0	0	0	0	0	0	21
	有料入館者			188,849	778	3,779	4,539	1,795	1,034	8,074	208,848
	無料入館者			207,230	3,920	7,687	9,089	3,804	3,700	12,630	248,060
	観覧者合計			396,079	4,698	11,466	13,628	5,599	4,734	20,704	456,908
	特設展観覧者			227,389	9,158	10,488	2,760	3,714	9,485	7,569	270,563
	新収蔵品展観覧者			72,814	3,186	1,163	0	1,979	0	2,950	82,092
	常設展・企画展・特設展・新収蔵品展計			1,452,684	36,778	45,655	31,979	24,840	30,555	52,523	1,715,611
講 堂	件 数			3,962	165	144	63	49	87	161	4,631
	利 用 人 数			967,962	30,665	29,369	5,606	7,476	11,190	28,716	1,080,984
研修室	件 数			7,619	273	241	142	197	149	179	8,800
	利 用 人 数			393,553	14,853	12,917	3,110	7,547	5,453	9,188	446,621
閲覧室	利 用 人 数			216,904	6,988	7,799	2,268	2,783	2,626	19,992	259,360
(うち研究室)	件 数			2,424	77	82	0	0	1	41	2,625
	利 用 人 数			11,035	431	471	0	0	1	222	12,160
茶室	件 数			1,870	89	74	9	15	32	28	2,117
	利 用 人 数			148,465	5,908	3,755	42	391	1,803	1,804	162,168
野外施設	件 数			866	82	104	54	132	134	125	1,497
	利 用 人 数			102,755	19,250	21,165	3,751	7,768	16,692	5,662	177,083
その他	利 用 人 数			—	5,329	2,933	2,449	2,761	3,792	19,002	46,433
	利 用 者 合 計			3,333,087	119,771	123,593	49,205	53,566	72,111	136,887	3,888,260

注) 平成26年3月12日から小中高生は全て無料となる。(高大生の区分は大学生となる)

注) 令和元年度、2年度は展示観覧、施設貸出を一定期間休止。(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため)

注) 令和4年12月1日から令和5年4月30日まで空調整備改修工事のため臨時休館。

●企画展観覧者数

ふしぎ駄菓子屋 銭天堂へようこそ

令和5年7月15日～9月24日 63日間

区分	個人		団体		4館共通 観覧券	文学館定 期観覧券	クーポン 券	有料入 館者計	無料入 館者計	観覧者 合計	一日 平均
	一般	大学生	一般	大学生							
計	6,092	93	1,638	74	155	22	0	8,074	12,630	20,704	329

●特設展観覧者数

文豪の筆跡－館蔵の名品から－
(特別展示)

令和5年5月1日～6月11日 37日間

観覧者合計：3,039名

それぞれの源氏物語

令和5年10月28日～12月17日 44日間

観覧者合計：4,530名

●新収蔵品展観覧者数

観覧者合計：2,950名

令和6年1月27日～3月24日 50日間

7. 関係法規

○山梨県立文学館設置及び管理条例

(平成元年 3 月 27 日 条例第 10 号)

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日 条例第 5 号

(設置)

第 1 条 文学に関する県民の知識を深め、教養の向上を図り、もって県民文化の発展に寄与するため、文学館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立文学館

位置 甲府市

(事業)

第 3 条 山梨県立文学館（以下「文学館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

一 文学に関する書籍、原稿、文献、写真、フィルムその他の資料及び文学者の遺品等（以下「文学資料等」という。）を収集し、保管し、展示し、及び閲覧に供すること。

二 文学資料等の調査研究を行うこと。

三 文学に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。

四 文学資料等の利用に関し、必要な助言、指導等を行うこと。

五 研修室、講堂及び研究室を一般の使用に供すること。

六 その他文学館の設置の目的を達成するため必要な事業

(職員)

第 4 条 文学館に、館長その他の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第 5 条 知事は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に文学館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 6 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の承認（第 11 条第 1 項及び第 2 項の承認を除く。）に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三 第 3 条第五号に掲げる事業に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第 7 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった

ときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、文学館の効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、文学館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第 8 条 文学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

ただし、第一号又は第二号に掲げる日が 1 月 2 日、同月 3 日又は 4 月 30 日から 5 月 5 日までの日である場合には、休館日としないものとする。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

二 休日の翌日（この日が日曜日である場合を除く。）

三 12 月 29 日から翌年の 1 月 1 日までの日

四 1 月の第 2 火曜日（この日が 1 月 8 日である場合にあっては第 3 火曜日）から翌週の月曜日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間等)

第 9 条 文学館（研修室、講堂、閲覧室及び研究室を除く。）の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 文学館の研修室及び講堂の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

3 文学館の閲覧室及び研究室の利用時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 次号に掲げる日以外の日 午前 9 時から午後 7 時まで

二 日曜日、土曜日又は休日 午前 9 時から午後 6 時まで

4 前 3 項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間又は利用時間を変更することができる。

(観覧の承認等)

第 10 条 文学館に展示されている文学資料等（知事が指定するものに限る。）を観覧しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設、設備器具又は文学資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認を受けた者は、別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。

4 指定管理者は、第1項の承認を受けた者が第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

(利用の承認等)

第11条 文学館に保管されている文学資料等（知事が指定するものを除く。）を閲覧しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 文学館に展示され、又は保管されている文学資料等（知事が指定するものを除く。）を撮影しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める額の利用料を納付しなければならない。

4 前条第2項の規定は、第1項及び第2項の承認について準用する。この場合において、同条第2項中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

5 知事は、第1項又は第2項の承認を受けた者が前条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

(研修室等の使用の承認等)

第12条 文学館の研修室、講堂又は研究室を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同項の承認をしないものとする。

一 第10条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

二 その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

3 第1項の承認を受けた者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、第1項の承認を受けた者は、設備器具を使用するときは規則で定める額の使用料を前納しなければならない。

5 指定管理者は、第1項の承認を受けた者が第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

(観覧料等の還付)

第13条 既に納付した観覧料、利用料又は使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の免除)

第14条 知事が特別の理由があると認めるときは、観覧料、利用料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第6条各号に掲げる業務の実施の状況

二 文学館の管理の業務に係る収支の状況

三 前2号に掲げるもののほか、文学館の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(知事による管理)

第16条 第5条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第6条に規定する文学館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第8条第2項及び第9条第4項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に第10条第1項の規定による文学資料等の観覧の承認が含まれるときに限る。）における同条の規定の適用については、同条第1項、第2項及び第4項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に第12条第1項の規定による文学館の研修室、講堂又は研究室の使用の承認が含まれるときに限る。）における同条の規定の適用については、同条第1項、第2項及び第5項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

5 第1項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第10条第1項及び第12条第1項の規定の適用については、第10条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第12条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について知事の

承認を受けている場合は、この限りでない」とする。
(警察本部長への情報提供依頼)

第17条 知事は、次に掲げる場合においては、第12条第1項(前条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「使用承認」という。)を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成22年山梨県条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者又は知事が使用承認をしようとする場合

二 指定管理者又は知事が第12条第5項(前条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による使用承認の取消しをしようとする場合(知事への情報提供)

第18条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により使用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第5条から第11条まで及び別表第1から別表第3までの規定は平成元年11月1日から、次項の規定は規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第53号で平成元年11月1日から施行)
(山梨県文学館建設基金条例の廃止)

2 山梨県文学館建設基金条例(昭和60年山梨県条例第5号)は、廃止する。

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和60年山梨県条例第3号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年山梨県条例第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成4年条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第29号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第31号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、次項及び附則第4項の規定は公布の日から、第1条中山梨県立美術館設置及び管理条例別表第3の改正規定(「(第8条関係)」を「(第12条関係)」に改める部分を除く。)及び第2条中山梨県立文学館設置及び管理条例別表第3の改正規定(「(第8条関係)」を「(第12条関係)」に改める部分を除く。)は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 教育委員会は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例(次項において「新条例」という。)第5条及び第7条の規定の例により、山梨県立文学館の管理に関し、指定管理者を指定することができる。

5 第2条の規定による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例第6条第1項又は第8条第1項の規定によりされた承認であって、当該承認に係る利用の日が施行日以後であるものは、新条例第10条第1項又は第12条第1項の規定によりされた利用の承認とみなす。

附 則(平成24年条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

17 第16条の規定による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例第12条第2項の規定は、施行日以後に行われる同条第1項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第16条の規定による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例第12条第1項の承認の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第50号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第25号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和２年条例第５号）抄
（施行期日）

１ この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第10条関係）

（平４条例21・平９条例29・平18条例60・平20条例19・平26条例３・平26条例50・平31条例25・一部改正）

一 常設の展示の場合

区 分	観 覧 料	
	個 人	団 体
一 般	１人 330円	１人 260円
大学生及びこれに準ずる者	１人 220円	１人 170円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、20人以上をいう。

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区 分	観 覧 料	
	個 人	団 体
一 般	１人 1,100円	１人 880円
大学生及びこれに準ずる者	１人 550円	１人 440円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、20人以上をいう。

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区 分	観 覧 料
一 般	１人 1,570円
大学生及びこれに準ずる者	１人 790円

備考

- 一 定期観覧とは、第10条第１項の承認の日から起算して１年間の観覧をいう。
- 二 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者は、定期観覧の対象としない。

別表第２（第11条関係）

（平４条例21・平７条例19・平９条例29・平20条例19・平26条例50・平31条例25・一部改正）

区 分		利 用 料	
モノクローム	学術研究を目的とする場合	１点１回につき	220円
	出版等の収入を伴う場合	１点１回につき	3,190円
カラー	学術研究を目的とする場合	１点１回につき	490円
	出版等の収入を伴う場合	１点１回につき	6,270円

備考

- 一 原稿、墨書及び絵画は、１葉を１点とする。
- 二 その他の文学資料等は、各個を１点とする。

別表第３（第12条関係）

（平４条例21・平７条例19・平９条例29・平18条例31・平20条例19・平26条例50・平31条例25・一部改正）

一 研修室及び講堂を使用する場合

使用区分 施設区分	入場料金を徴収しない場合				入場料金を徴収する場合
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで	
研修室	1,230円	1,440円	1,440円	3,920円	上記使用料の額に２割の割増率を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額
講 堂	10,690円	11,880円	11,880円	32,350円	

備考 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

二 研究室を利用する場合

イ ロに掲げる日以外の日を使用する場合

使用 区分 施設 区分	午前 9 時 から正午 まで	正午から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 7 時まで	午前 9 時 から午後 7 時まで
	共 同 研究室	340円	630円	280円
個 人 研究室	140円	240円	120円	500円

ロ 日曜日、土曜日及び休日を使用する場合

使用 区分 施設 区分	午前 9 時 から正午 まで	正午から 午後 6 時 まで	午前 9 時 から午後 6 時まで
	共 同 研究室	340円	850円
個 人 研究室	140円	360円	500円